

第5次 日南町男女共同参画推進計画

「互いが認め合い 支え合い
輝いて生きていくまち・日南町」



鳥取県 日南町(令和6年度～令和10年度)

目 次

基本構想

| | |
|---------------------------------|---|
| 1. 日南町が目指している「男女共同参画社会」の姿 | 2 |
| 2. 計画の位置づけ | 3 |
| 3. 計画の期間 | 3 |
| 4. 基本理念 | 3 |
| 5. 計画の運用 | 4 |

施策体系図　日南町男女共同参画推進計画体系図 5

「互いが認め合い 支え合い 輝いて生きていくまち・日南町」

基本目標 1 過疎・少子高齢社会でいきいき輝いて生きるために

| | |
|--|----|
| 重点目標 1 子どもは「まちの宝」親も子もいきいき暮らせるまちにしよう... | 7 |
| 重点目標 2 高齢期の男女が心豊かに暮らせる明るいまちにしよう | 10 |
| 重点目標 3 地域で支え合い希望のもてる住みよいまちにしよう | 12 |

基本目標 2 仕事、家庭のバランス

| | |
|--------------------------------|----|
| 重点目標 1 男女が支え合う農林業・商業等の推進 | 16 |
| 重点目標 2 仕事と家庭のより良いバランスづくり | 17 |

基本目標 3 基本人権の尊重で互いに認め合う社会実現

| | |
|--|----|
| 重点目標 1 女性と男性相互の人権尊重とあらゆる暴力を許さない地域づくり | 20 |
| 重点目標 2 地域・家庭みんなで学ぶ女性・男性の人権 | 23 |
| 重点目標 3 多様な人々の多様な生き方が尊重されるバリアフリー社会へ | 25 |

参考資料

| | |
|-----------------------|----|
| 1.計画の策定経過 | 29 |
| 2.男女共同参画基本法 | 30 |
| 3.日南町男女共同参画推進条例 | 38 |

日南町男女共同参画推進計画

基本構想

日南町が目指している「男女共同参画社会」の姿

計画の位置づけ

計画の期間

基本理念

計画の運用

1. 日南町が目指している「男女共同参画」の姿

平成11年に「男女共同参画社会基本法」が施行され、日南町では平成15年12月に「日南町男女共同参画プラン」を、平成26年4月には、「第3次日南町男女共同参画推進計画」を策定しました。平成25年3月に日南町男女共同参画推進条例を制定すると、その条例の基本理念を踏まえつつ、第3次日南町男女共同参画推進計画の見直しを行い、平成31年4月には、「第4次日南町男女共同参画推進計画」を策定して様々な取組を行ってきました。

しかしながら、性別による役割分担意識や慣習は、男女共同参画の推進による社会の変化とともに変わりつつあるものの、家庭をはじめ職場、そして地域の中にも依然として残っています。本町は女性の就業率が高く、社会の一員として誇りを持って働く女性が多数であり、育児や介護等においても、男女が共同で取り組むことが必要です。

また、諸事情によるひとり親家庭もあります。こうしたひとり親が働きながら子育てを続けることには困難な場面も多くあります。公私に活躍していただくためにも、社会や地域、行政の支援が欠かせません。

国では、平成27年9月に職業生活における女性の活躍を推進するための基本原則を定めた「女性活躍推進法」が公布され、このことにより職業生活の場において女性の個性と能力が十分に発揮され、誰にとっても豊かな社会の実現が求められています。

日南町には、すばらしい文化と歴史や自然環境があり、地域ではそれらを活かしたまちづくりが行われています。少子超高齢のわが町においては、さらに地域力を高め、地域の活性化を進めていくためにも、男女共同参画社会の実現が求められています。

このような社会情勢や最近の動向を踏まえ、このたび、「第4次日南町男女共同参画推進計画」を見直し、「第5次日南町男女共同参画推進計画」を策定しました。「男女が互いに認め合い、支え合い、一人ひとりが輝いて生きていくまち日南町」の実現に向けて、この計画に沿って男女共同参画を推進していく、性別にとらわれることなく、性の多様性を理解しながら、誰もが自分らしく生きていくことができるまちづくりを目指します。

2. 計画の位置付け

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び日南町男女共同参画推進条例第9条第1項の規定に基づいて策定するものであり、日南町の男女共同参画社会の形成を推進するための町民の指針となる計画です。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）の第6条第2項に基づく日南町の推進計画としても位置付けます。

さらに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（「DV防止法」）第2条の3第3項に規定される計画も含有するものとします。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度の5カ年とします。但し、社会情勢の変化や計画の進歩状況、また必要に応じて隨時、見直しができるものとします。

4. 基本理念

この計画は、日南町男女共同参画推進条例に基づき次に掲げる事項を基本理念として男女共同参画によるまちづくりを推進することとします。

- (1) 男女が、性別にかかわりなく、人権が尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産などについて、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されことがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に發揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

5. 計画の運用

計画の実施にあたっては、町民、企業、地域の各団体・行政が一体となって取り組み、町民の代表である「日南町男女共同参画推進委員会」を中心として、本計画に沿って実施していきます。

【男女共同参画】とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいいます。

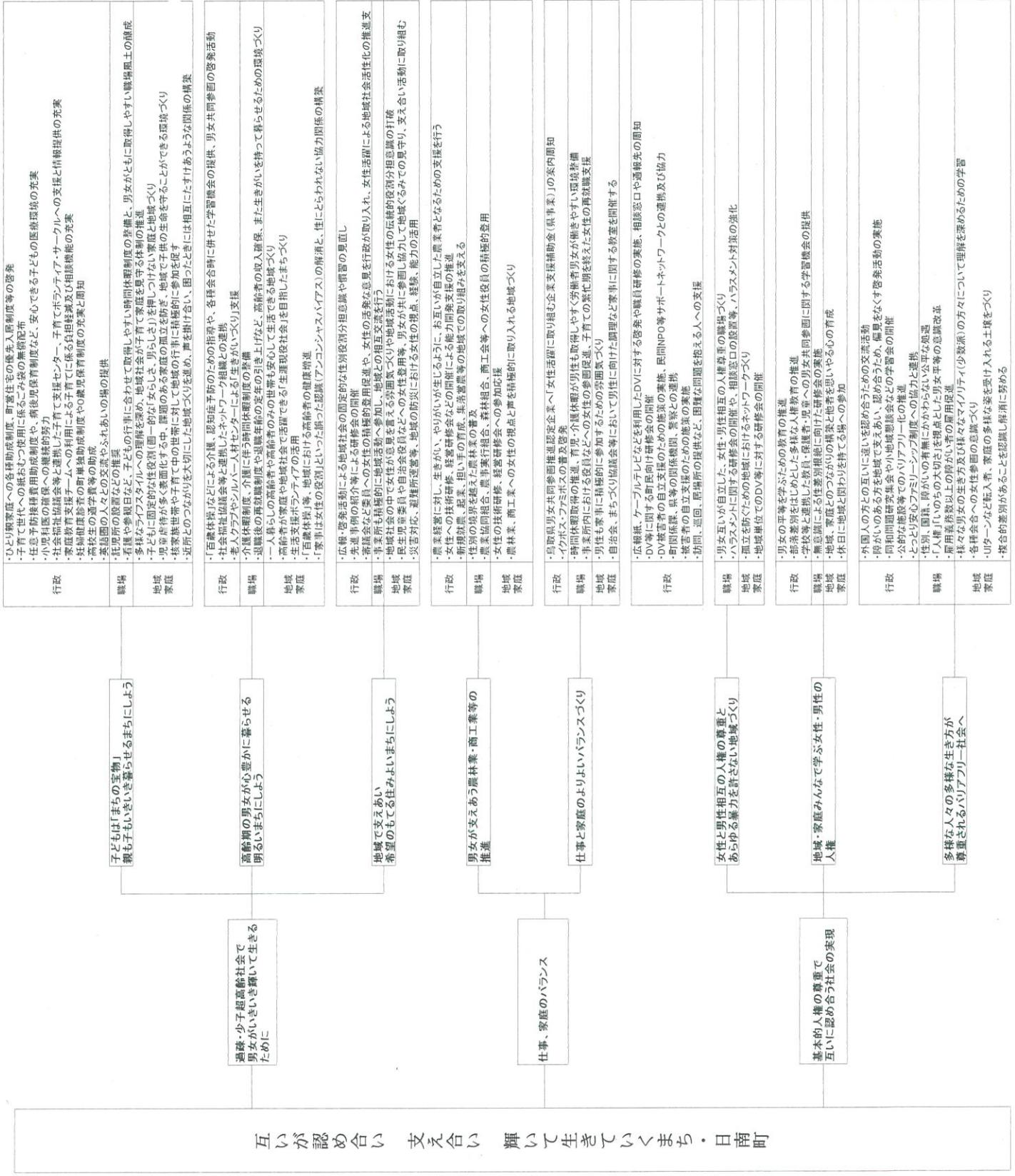
「男女共同参画社会基本法」から

「参加」でなく「参画」

「参画」とは、単にその場に加わる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。誰もが一緒に考え、話し合って物事を決め、実行していくことです。

策 施 的 具 体

重點目標



日南町男女共同参画推進計画

基本目標 1

過疎・少子超高齢社会で男女が
いきいき輝いて生きるために

重点目標 1

子どもは「まちの宝」親も子もいきいき暮らせるまちにしよう

急激な少子化と超高齢化、核家族化、人々の価値観やライフスタイルの多様化に伴い、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。その一方で、子育てに悩む親の増大や日々報道が相次ぐ児童虐待事案などの問題も大きく表面化し、いっそうの過疎少子化の進む日南町にとって子育てを家庭内のみならず地域社会の男女が一丸となって支援していくことは、大変重要なことといえます。

日南町では平成19年度から「こどもゆめ基金」を設立し、地域社会全体で子どもを守り育てるための取り組みを行っており、町、ひいては日本の将来を担う子どもたちの明るい未来のために、今後も様々な施策を推進していきます。

子育て支援としては、出産祝い金、妊婦健康診査の費用軽減や小中学生の医療費助成、進学等祝い金、高校生の通学費助成、人材育成奨学金など、各種支援制度の充実のみならず、その周知のために活動にも力を入れていきます。

また、女性は妊娠や出産といった面で男性とは異なる面があります。女性が安心して妊娠及び出産後を過ごすことができるための支援も必要です。そのため、職場における託児所の設置の推奨や子どもの看護や参観日などの行事に合わせた時間休暇制度の整備を働きかけます。同時に男女ともにそうした制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりを促します。

平成24年度に子育て支援センターが竣工し、平成25年度から子育て支援、親の仲間づくり支援、0歳児保育、放課後児童クラブなどの事業を充実して行っています。さらに子育てサークルや、子育て支援センターの充実、令和4年度には家庭教育支援チームの発足などに取り組んでいますが、今後も親、特に母親の孤立を防ぎ、多様な家族が安心して子どもを守り育て、親も子もいきいきと暮らせるまちづくりを推進していきます。

さらに、令和5年に「こども基本法」が施行されました。すべての子どもは、個人として尊重され、基本的人権が保障されるとともに、適切に育てられて、愛され、保護される権利があります。子どもを育てることについては、親、特に母親だけの責任にとどまるのではなく、地域社会全体で育むための地域の体制づくりをすすめていきます。

○具体的な施策

(1) 行政の取り組み

- ・ひとり親家庭への各種助成制度、町営住宅の優先入居制度等の啓発

- ・子育て世代への紙おむつ使用に係るごみ袋の無料配布
- ・任意予防接種費用助成や、病後児保育制度など、安心できる子どもの医療環境の充実
- ・小児科医の確保への継続的努力
- ・社会福祉協議会等と連携した子育て支援センター、子育てボランティア、サークルへの支援と情報提供の充実
- ・家庭教育支援チームへの利用による子育てに係る負担軽減及び相談機能の充実
- ・妊婦健康診査の町単独助成制度や0歳児保育制度の充実と周知
- ・高校生の通学費等の助成
- ・英語圏の人々との交流やふれあいの場の提供

(2) 職場、企業の取り組み

- ・託児所の設置などの推奨
- ・看護や、参観日など子どもの行事に合わせて取得しやすい時間休暇制度の整備と、男女がともに取得しやすい職場風土の醸成

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・多様なライフスタイルへの理解を深め、地域社会が子育て家庭を見守る体制の推進
- ・子どもに固定的な性役割（画一的な「女らしさ、男らしさ」）を押しつけない家庭と地域づくり
- ・児童虐待が多く表面化する中、課題のある家庭の孤立を防ぎ、地域で子どもの命を守ることができる環境づくり
- ・核家族世帯や子育て中の世帯に対して地域の行事に積極的に参加を促す
- ・近所とのつながりを大切にした地域づくりを進め、声を掛け合い、困ったときには相互に助けあうような関係の構築

○参考資料

・子育て支援センターの利用状況

(延べ人数)

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 0歳児保育預 かり事業 | 0 | 24 | 81 | 7 | 13 |
| 放課後児童ク ラブ事業 | 4,454 | 5,201 | 6,151 | 5,710 | 6,301 |

【放課後児童クラブ】とは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策としての居場所をつくる制度です。小学1年生から6年生までが対象となります。

重点目標 2

高齢期の男女が心豊かに暮らせる明るいまちにしよう

日南町においては、総人口とともに高齢者人口も年々減少しています。一方で、令和2年の総務省国勢調査によると、高齢夫婦世帯や高齢単身者世帯は全国平均より高い状況にあり、高齢化率は増加しています。このような世帯の方々のために、地域社会で支え合う体制を充実していくことが重要です。

家庭においては、「家事は女性の役割」といった誤った認識（アンコンシャスバイアス）の解消と、性にとらわれない協力関係を構築するなど、家族皆で協力して取り組んでいく必要があります。そして高齢者及びその家族が、社会の中で孤立せず、地域とつながりを持ちながら生活していくことが大切です。

また、高齢者夫婦のいわゆる老々介護という現状も多くあります。このような現状で、介護保険制度の活用による負担の軽減に配慮する必要があります。

他方で、元気な高齢者も多いことから、高齢者を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代と共に社会を支える重要な一員として、「生涯現役社会」を目指した「生きがいづくり」に取り組みます。そのためには、高齢者が社会参加できる仕組みを整えることが必要です。

様々な人との交流を楽しみながらいきいきと生活を送ることができるよう、健康を維持する活動、趣味を楽しんだり、学びを深めたりする活動の機会や場を提供します。さらに、高齢者が長年培ってきた知識や経験、技能を社会や地域で活かす場づくりも必要です。

また、高齢者の平均寿命の長寿化に伴い、退職年齢の引き上げが進んできています。高齢者の収入の確保はもとより、企業における介護休暇制度の整備や介護に伴う時間休暇制度の整備及び、男女がそれらを取得できる環境づくりを働きかけ、高齢者を家族や地域で支え合うまちづくりを推進していきます。

○具体的施策

（1）行政の取り組み

- ・「百歳体操」などによる介護予防、認知症予防のための支援
- ・各種会合時に併せた学習機会の提供や男女共同参画の啓発活動
- ・社会福祉協議会等、ネットワーク組織との連携
- ・老人クラブやシルバー人材センターによる「生きがいづくり」支援

（2）職場、企業の取り組み

- ・介護休暇制度、介護に伴う時間休暇制度の整備

- ・退職後の再就職制度や退職年齢の定年の引き上げによる高齢者雇用など、高齢者の収入確保、また生きがいを持って暮らせるための環境づくり

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯も安心して生活できる地域づくり
- ・高齢者が家庭や地域で活躍できる「生涯現役社会」を目指したまちづくり
- ・生活支援ボランティアの活用
- ・「百歳体操」等、地域における高齢者の健康増進
- ・「家事は女性の役割」といった誤った認識（アンコンシャスバイアス）の解消と、性にとらわれない協力関係の構築

○参考資料

・日南町シルバー人材センター登録人数及び利用（受注）状況

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 登録者数 (人) | 58 | 56 | 55 | 49 | 51 |
| 受注件数 (件) | 332 | 336 | 295 | 310 | 380 |

※日南町シルバー人材センターには、多くの高齢者の方が所属され、障子の張り替えから庭木の剪定など様々な取り組みを行っており、生きがいづくりにつながっています。

重点目標 3

地域で支え合い希望のもてる住みよいまちにしよう

家庭とともに私たちにとって身近な暮らしの場である地域社会での男女共同参画の推進は、非常に重要です。地域では超高齢化、過疎化の進行や、人間関係の希薄化、単身世帯の増加等により様々な変化が生じており、男女が共に地域社会を担わないと立ちゆかなくなる状態になっています。これらの課題を解決するためにも、男女共同参画の推進が必要です。

これまで、地域活動は男性中心の運営となっていました。これは、地域活動において「男性優位」の習慣が長く続き、会合への参加者の性別の偏りや性別による役割分担意識が強く残っているためだと考えられます。一方で、女性の家事・育児・介護等の比重は依然として大きく、地域活動に参加しにくい現状があります。そのため、地域社会の中で女性が意見を述べやすい雰囲気づくりや、これまでの男女の役割の見直しを行う必要があります。地域活動の充実のためには、女性自身も自らの意識を高め、積極的に地域組織の意思決定に参画していくことや、それを認め、促していくことが必要です。

これらを推進するためには、女性も男性も固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画に関する認識を深めるとともに、社会の制度や慣行を是正していく啓発、広報活動の充実が求められます。先進地事例の紹介等による研修会の開催など、行政が積極的に推進し、地域でともに支え合い希望のもてる住みよいまちづくりを推進していきます。

また、大災害の頻発する昨今、地域の防災分野においても、災害対応、避難所運営等において女性の視点と経験値、能力を発揮されることが必要です。特に、被災時には、女性と男性ではそれぞれのニーズや受ける影響が異なります。それぞれの視点に立ったニーズの把握や防災対策を推進する必要があります。

○具体的施策

(1) 行政の取り組み

- ・広報、啓発活動による地域社会の固定的な性別役割分担意識や慣習の見直し
- ・先進地事例の紹介等による研修会の開催
- ・審議会委員などへの女性の積極的登用促進や、女性の意見を行政が取り入れるなど、女性活躍による地域社会活性化の推進支援

(2) 職場、企業の取り組み

- ・事業所の積極的な地域活動への参加と、地域との相互交流

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・地域社会の中で女性が意見を言える雰囲気づくりや地域活動における女性の伝統的な役割分担意識の打破
- ・民生児童委員や自治会役員などへの女性登用等、男女が共に参画し協力して地域ぐるみで見守り、支え合い活動に取り組む体制づくり
- ・災害対応、避難所運営等、地域の防災における女性の視点、経験、能力の活用

○参考資料

町議会における女性の参画状況

(令和4年4月1日現在)

| 議員定数 (人) | 議員実数 (人) | うち女性議員数 (人) | 女性の割合 (%) |
|-------------|-------------|----------------|--------------|
| 10 | 10 | 0 | 0 |
| (参考) | | | 平成29年度末 |
| 12 | 11 | 1 | 0.1 |

自治会役員（会長）における女性の参画状況

(令和4年4月1日現在)

| | 総数 (人) | うち女性 (人) | 女性の割合 (%) |
|------|--------|-------------|--------------|
| 会長 | 33 | 0 | 0 |
| (参考) | | | 平成29年度末 |
| 会長 | 31 | 0 | 0 |

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等の女性の登用
(令和4年4月1日現在)

| 審議会等数 | 委員総数 (人) | うち女性委員数 (人) | 女性の割合 (%) |
|-------|-------------|----------------|--------------|
| 10 | 136 | 42 | 30.9 |
| (参考) | | | 平成29年度末 |
| 10 | 181 | 54 | 29.8 |

※地方自治法第203条の3では、地方公共団体の付属機関として、条例の定めにより、その担任する事項について調停、審査、審議を行う機関を設置できることとされています。たとえば「国民健康保険運営審議会」「環境審議会」などが該当します。

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等の女性の登用
(令和4年4月1日現在)

| 委員会等数 | 委員総数 (人) | うち女性委員数 (人) | 女性の割合 (%) |
|-------|-------------|----------------|--------------|
| 5 | 23 | 7 | 30.4 |
| (参考) | | | 平成29年度末 |
| 5 | 22 | 7 | 31.8 |

※地方自治法第180条の5に基づく委員会等は、日南町では、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会です。

日南町男女共同参画推進計画

基本目標 2

仕事・家庭のバランス

重点目標 1

男女が支え合う農林業・商工業等の推進

農林業、商工業等の自営業において、女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしているにもかかわらず、固定的な役割分担意識や慣行のため、労働が適正に評価されなかったり、経営や方針決定過程への参加も進んでいない状況にあります。対等なパートナーとして男性とともに経営に参画していくことが必要です。

農林業、商工業等の自営業は、家族経営が多く、労働時間や休日が不規則であり、就業条件の整備を図っていかなければなりません。このため誰もが「生きがい」「やりがい」をもって働くよう、家族の一人一人が尊重されることが重要となります。

また、女性自身の参画意識を高め、男性や地域の意識改革を進めるとともに、能力のある人が適正に評価され、各種業界団体の役員等、より重要な役割を担っていくことが求められます。

さらに、女性グループなどの活動を活発にしていくことも必要です。様々な分野で女性が活動することは、地域社会や経済の活性化につながります。農林業、商工業活動に女性の視点と声を取り入れ、男女を問わない新規農林業や商工業経営者への支援等、性別の垣根を越えた支え合う産業発展を目指した取り組みを行います。

○具体的施策

(1) 行政の取り組み

- ・農業経営に対し、生きがい、やりがいが生じるように、お互いが自立した農業者となるための支援を行う
- ・女性を対象にした技術研修・経営研究会などの開催による能力開発支援の推進
- ・新規就農、起業、担い手の育成、集落営農等の地域での取り組みを支える

(2) 職場、企業の取り組み

- ・性別の境界を越えた農林業の普及
- ・農業協同組合、農事実行組合、森林組合、商工会等への女性役員の積極的登用

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・女性の技術研修、経営研修会への参加応援
- ・農林業、商工業への女性の視点と声を積極的に取り入れる地域づくり

重点目標 2

仕事と家庭のより良いバランスづくり

男女がともに幸せな家庭生活を築き、生きている喜びを実感することは大変重要なことといえます。特に、子どもを育てる男女にとって、家庭において子どもを健やかに育てていくことは重要な責務です。

そのため、仕事中心の偏ったライフスタイルを見直し、仕事と生活の全体の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現することが必要です。

さらに多様化する生活様式や様々な働き方に対応するために、ショートタイムワークや、フレックスタイム制の導入も検討するべきです。このことは、健康を維持し、趣味や学習、ボランティア活動や地域社会への参画等を通じた自己実現を可能にするとともに、育児・介護も含め、家族全員が安心して暮らし、家庭責任を果たしていくうえでも重要です。

近年、育児介護休業法等により育児や介護に関する制度整備が進められてきましたが、いまなお休暇を取得しにくい実情があります。

また民間事業所においては、時間休暇制度が整備されていない場合も多く、今後育児・介護休業制度等と併せて時間休暇制度の一層の普及を図り、労働者が安心して子どもを持ち、男女ともにバランスのとれた生活を送れるよう環境を整備していくことが必要です。

家庭生活における男女共同参画を進めるためには、男性も女性もそれがパートナーとして、積極的に家事や子育て、介護等へ携わり、誰もが心豊かに暮らせるよう男女で家庭責任を共有する意識を育てることが重要です。

【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）】とは
一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

○具体的施策

（1）行政の取り組み

- ・鳥取県男女共同参画推進認定企業へ「女性活躍に取り組む企業支援補助金（県事業）」の案内周知
- ・イクボス・ファミボスの普及啓発

（2）職場、企業の取り組み

- ・時間休暇制度の推進、育児・介護休暇を男性も取得しやすい労働環境整備

- ・事業所内における役員などへの女性の参画推進、子育ての繁忙期を終えた女性の再就職支援

(3) 地域、家庭での取り組み

- ・男性も家事に積極的に参加するための雰囲気づくり
- ・自治会、まちづくり協議会等において男性に向けた調理など家事に関する教室を開催する。

○参考資料

- ・日南町と県内市町村の管理職（課長相当職以上）の女性の登用率
(令和6年4月1日現在)

| | 管理職総数 | うち女性（割合） |
|-----|-------|------------|
| 日南町 | 17人 | 5人 (29.4%) |

(平成29年度)

| | | |
|-----|------|--------------|
| 日南町 | 13人 | 3人 (23.1%) |
| 県内 | 643人 | 147人 (22.9%) |

※この表は日南町役場と県内市町村役場の女性管理職（課長職以上）の登用率を示したものです。

- ・町内企業の「鳥取県男女共同参画推進認定企業」

企業数 13社

(企業名) 有限会社福岡組／有限会社坪倉組／有限会社大柄組

有限会社岡田建設／日南振興株式会社／サワタ建設株式会社

有限会社大生建設／有限会社今松工務店／

社会福祉法人日南福祉会／有限会社トータルサービス

株式会社グリーン・シャイン／鳥取西部農業協同組合

(認定番号順、令和5年12月26日現在)

県地域社会振興部人権尊重社会推進局女性応援課資料)

【鳥取県男女共同参画推進認定企業】とは

女性の能力を活かし、男女ともに働きやすい職場環境づくりを積極的に進める企業を、「鳥取県男女共同参画推進企業」として認定しています。

日南町男女共同参画推進計画

基本目標 3

基本的人権の尊重で

互いに認め合う社会の実現

重点目標 1

女性と男性相互の人権尊重とあらゆる暴力を許さない地域づくり

男女間における暴力は、基本的人権や自由を妨げ侵害するものであり、あらゆる場面において、被害者や家族、社会に対して深刻な影響を及ぼします。近年、特に配偶者など身近な人から受ける暴力（「DV」＝ドメスティックバイオレンスは、いっそう大きな社会問題となっています。また、交際相手からの暴力（デート DV）も、事案の低年齢化が進み、青少年の健全な成長を阻害する要因にもなっています。その背景には、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など古くから残る社会構造、慣習等があると考えられています。

DV は家庭内で起こる場合が多く、周囲から見過ごされやすく、潜在化、長期化し、その被害をより深刻にするといわれています。同時に家庭内での暴力は、同居する子どもの精神的身体的虐待にもつながり、死に至るケースも相次いで報道されています。また、子どもが暴力に接すること、虐待を受けることは、暴力を是認する人格の形成につながることもあり、次世代への負の連鎖を生み出しかねません。日南町も、町を挙げて異性間相互の人権の尊重とあらゆる暴力を許さない地域づくりに取り組みます。

配偶者や恋人から暴力を受けていることを他の人に相談することは容易なことではありません。小さな町になればなるほど、他人の目などを気にして DV 被害者が被害を訴えることを躊躇する傾向があります。こうしたことを防ぐためにも、十分な配慮とプライバシーの保護に努めながら、救済・支援体制づくりを進めていきます。

また、特に女性をめぐる課題は、生活困窮、性犯罪被害など複雑化、多様化、複合化しています。さらにコロナ禍によりこうした課題が顕著化し、女性が日常生活または社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多い状況にあります。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、その女性への支援のための必要な施策を講じることが求められています。人権が尊重され、女性が安心して、かつ自立して暮らせる社会の実現を目指さなければなりません。

さらに、人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に向けて必要な施策を講じていきます。

【DV（ドメスティックバイオレンス）】とは

夫婦間・パートナー間での暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的、あらゆる形の暴力が含まれます。どんな形であっても、暴力は相手の尊厳を傷つける重大な人権侵害です。DVの被害を防ぐためには、早期の対応が大切です。

○具体的施策

（1）行政の取組

- ・広報誌、ケーブルテレビなどを利用したDVに対する啓発や職員研修の実施、相談窓口や通報先の周知
- ・DV等に関する町民向け研修会の開催
- ・DV被害者の自立支援のための施策の実施、民間NPO等サポートネットワークとの連携及び協力
- ・町関係課、県等の関係機関、警察との連携
- ・被害者の自立支援のための施策の実施
- ・訪問、巡回、居場所の提供など、困難な問題を抱える人への支援

（2）職場、企業の取組

- ・女性・男性相互の自立と人権尊重の職場づくり
- ・ハラスメントに関する研修会の開催や相談窓口の設置等、ハラスメント対策の強化

（3）地域、家庭の取り組み

- ・孤立を防ぐための地域におけるネットワークづくり
- ・地域単位でのDV等に対する研修会の開催

【セクハラ（セクシャルハラスメント）と

パワハラ（パワーハラスメント）】とは

セクハラとは、性的嫌がらせのことをいい、例えば職場などで、「相手の意思に反して不快や不安な状態に追いこむ性的な言葉や行為」を指します。また、職場に限らず一定の集団内で、性的価値観により、快不快の評価が分かれ得るような言動をしたり、そのような環境を作り出すこともセクハラとなります。

パワハラとは、一般的には組織において上司が「職務権限を使って職務とは関係ない事項について、あるいは職務上であっても適正な範囲を超えて、有形無形に部下に圧力を繰り返し、精神的苦痛を与えること」と考えられています。パワハラはセクハラの延長線上にあることも多く、大きな問題となっています。

○参考資料

・県内のDV相談件数（県福祉保健部子育て・人財局家庭支援課調）

・県内のDV相談件数（県福祉保健部子育て・人財局家庭支援課調）

| | H30 | R1 | R2 | R3 | R4 |
|----------------------|-------|-----|-------|-------|-----|
| DV被害者 相談件数 (件) | 1,137 | 824 | 1,551 | 1,020 | 842 |
| うち一時 保護件数 (件) | 46 | 17 | 20 | 13 | 10 |

R2のみ、特別定額給付金に関する申請や証明に関する問い合わせを含む

重点目標 2

地域・家庭みんなで学ぶ女性・男性の人権

わたしたちは、知らず知らずのうちに子どもたちに対して性別によって指導や関わり方を区別する、いわゆる「無意識の性差別教育」を行っている場合があります。

子どもたち一人ひとりが、自分自身を正しく理解し、「男だから」「女だから」といった性別にかかわらない、個々の良さや可能性を伸ばしていく教育が求められています。また、一番身近な存在である家庭、地域の中で、周りの人を思いやる気持ちと、他人を理解する心を育むことも大変重要なことといえます。

日南町では、学校と連携し、教員や保護者への男女共同参画に関する学習機会の提供、児童への性教育(いのちの学習)や人権教育を推進することにより、人権尊重の町づくりを進めています。

また、誰もが生涯を通して健康に生きる権利が保障されなければなりません。特に女性には、妊娠や出産のための仕組みが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる多くの健康上の問題に直面します。そして、他者に干渉されることなく、子どもを産む、産まない、いつ何人産むかなどを自由に選ぶ権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)もあります。

これらの諸問題について理解を深め、自分自身や他人の健康と権利を尊重できるよう、必要な知識の普及や意識の醸成を図ります。

○具体的施策

(1) 行政の取り組み

- ・男女の平等を学ぶための教育の推進
- ・部落差別をはじめとした多様な人権に対する教育の推進
- ・学校等と連携した教員、保護者、児童・生徒への男女共同参画に関する学習機会の提供

(2) 職場、企業の取り組み

- ・無意識による性差別根絶に向けた研修会の実施

(3) 地域、家庭の取り組み

- ・地域、家庭とのつながりの構築と他者を思いやる心の育成
- ・休日に地域との関わりを持てる場への参加

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ】とは

性と生殖に関する権利と訳され、女性が生涯を通じて、自らの身体について自己決定を行い健康を享受する権利のことです。国際人口・開発会議（1994年カイロ開催）で提唱され、女性の重要な人権の一つとされています。子供を産む、産まない、いつ何人産むかなどを選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。

重点目標 3

多様な人々の多様な生き方が尊重されるバリアフリー社会へ

男女共同参画社会とは、年齢、国籍、障がいの有無などに関係なくすべての男女が安全で安心して生活できる社会です。

例えば、町内にも、結婚や就労により、多くの外国人の方が生活されています。これらの方の中には、言葉、文化、歴史、伝統などの違いから生活に不便を感じたり、差別や偏見などに苦しんだりしている人もいます。こうした人々が社会で孤立しないよう、異文化交流の機会をつくるなど、互いの文化の「違い」を認め合えるような社会づくりが必要となります。

他者理解のための交流を深め、互いの歴史、文化、習慣等を学習・理解する機会は、国際社会から見た日本の男女共同参画の進歩状況について考える契機になります。このような観点から誰もが生活しやすい男女共同参画のまちづくりを目指します。

また、障がいのある男女が安心して暮らせる社会づくりへ向けて「日南町障がい者計画・障がい福祉計画」に基づき、住み慣れた地域や家庭の中でともに協力し支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

昨今、LGBT（女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、性別越境者）と呼ばれる性的マイノリティ（少数派）の方への理解の社会的要請も高まり、多様な性のあり方を尊重することも必要です。

令和5年10月には、性の多様性を尊重し、性的マイノリティの方々が自分らしく暮らせる社会を実現するため、「とっとり安心ファミリーシップ制度」が設けられました。本町としては、この制度への協力と連携を行い、町民一人ひとりが性の多様性を認め合い、性的マイノリティの方々が安心して暮らせる社会づくりを推進します。

【バリアフリー社会】と【ユニバーサルデザイン（UD）】とは

バリアフリー社会とは、高齢者や障がい者だけでなく、病気や怪我をしている方、また外国にルーツを持つ方などにとっても、安全で安心して生活できる社会をいい、ハード面だけでなく、ソフト面=人の心、も重要視され、すべての人が気持ちよく、楽しく生活していくための社会づくりをいいます。

ユニバーサルデザインは、はじめから誰もが使いやすい「まち」「もの」「サービス」を設計（デザイン）することです。

これらの原点には、年齢、性別、文化、身体の状況など、それぞれの人が持つ様々な違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を実現しようとする考えがあります。

【とっとり安心ファミリーシップ制度（鳥取県事業）】とは
お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティの
カップルが、相互に協力しあう関係、またその子や親と一緒に家
族として協力しあう関係であることを県に届け出て、県がその届け
出を受理したことを証明する制度です。

その証明書を提示することにより、県と連携した市町村での行政
サービスが受けやすくなります。

法律上の婚姻関係とは異なり、法的な権利や義務が発生するもの
ではないため、この制度は法律上の効果はありませんが、カップル
やその家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きること
のできる社会の実現を目指して設けられた制度です。

○具体的施策

（1）行政の取り組み

- ・外国人の方との「互い」の違いを認め合うための交流活動
- ・障がいのある方を地域で支え合い、認め合うため、偏見をなくす啓
発活動の実施
- ・同和問題研究集会や小地域懇談会の開催などの学習会の活動
- ・公的な施設等のバリアフリー化の推進
- ・とっとり安心ファミリーシップ制度への協力と連携

（2）職場、企業の取り組み

- ・性別、国籍、障がいの有無にかかわらない公平な待遇
- ・「人権」「いのちの大切さ」を視点とした男女平等の意識改革
- ・雇用義務数以上の障がい者の雇用促進

（3）地域、家庭の取り組み

- ・様々な男女の生き方及び様々なマイノリティの方々について理解を
深めるための学習
- ・各種会合への女性参画の意識づくり
- ・UIターンなど転入者、家庭の多様な姿を受け入れる土壤づくり
- ・複合的差別の解消

【雇用義務数】とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、その割合（法定雇用率）に相当する雇用義務数以上の障がい者を雇用しなければなりません。

○参考資料

- ・日南町内の外国籍の方の人数（日本国籍取得の方を除く）(R6.2月末現在)

| 総 数 | うち女性割合 |
|-----|-------------|
| 23人 | 10人 (43.5%) |

参考資料

1. 計画の策定経過
2. 男女共同参画社会基本法
3. 日南町男女共同参画推進条例

1. 計画の策定経過

| 日 時 | 会 議 名 |
|-----------------|---------------------|
| 令和 5 年 6 月 7 日 | 第 1 回日南町男女共同参画推進委員会 |
| 令和 5 年 8 月 29 日 | 第 2 回日南町男女共同参画推進委員会 |
| 令和 6 年 3 月 29 日 | 第 3 回日南町男女共同参画推進委員会 |

日南町男女共同参画推進委員

(順不同)

| | 氏 名 | 地 区 | | 氏 名 | 地 区 |
|-----|-------|-----|-----|--------|-----|
| 会 長 | 白根 早苗 | 山 上 | 委 員 | 伊田 哲朗 | 石 見 |
| 副会長 | 後藤 厚見 | 石 見 | " | 塩見 真由美 | 石 見 |
| 委 員 | 原 悅子 | 日野上 | " | 渡邊 泰子 | 山 上 |
| " | 平井 博之 | 日野上 | | | |
| " | 木村 実次 | 阿毘縁 | | | |
| " | 大熊 勝 | 福 栄 | | | |

2. 男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

- 前文
- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女

共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることいかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十二条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十三条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。
(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。
(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるとときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるとときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄

(施行期日)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。
(施行の日＝平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

3. 日南町男女共同参画推進条例

(平成25年3月25日条例第5号)

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 基本的施策（第9条－第15条）

第3章 日南町男女共同参画推進委員会（第16条－第19条）

第4章 雜則（第20条）

附則

女性と男性は、個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法に基づき、平等に人権を尊重されなければなりません。

日南町では、日南町基本的人権の擁護に関する条例（平成6年12月26日条例第30号）を制定し、人権を尊重したまちづくりを推進してきました。男女共同参画についても、平成20年に第2次日南町男女共同参画推進計画を策定し、国及び鳥取県の施策とも連携しながら、男女共同参画社会の実現へ向けて取り組んできました。

しかしながら、性別による役割分担意識や慣習は、時代とともに変わりつつあるものの、家庭をはじめ職場、そして地域の中にも依然として残っています。本町は女性の就業率も高く、社会の一員として誇りを持って働く女性も多くいます。また、少子化が進んできているとはいえ、県下でも合計特殊出生率は高く、育児、介護の面などで男女共同で取り組むことが必要です。

日南町には、すばらしい文化と歴史や自然環境があり、地域ではそれらを生かしたまちづくりも行われています。少子高齢化が進むわが町においては、さらに地域力を高め、地域の活性化を進めていくためにも、男女の別なく様々な分野に共同参画社会の実現が求められています。

このような現状を踏まえ、「男女が互いに認め合い、支えあい、一人ひとりが輝いて生きていくまち日南町」を目指し、日南町男女共同参画推進条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に向けて基本理念を定め、実現すべき姿並びに町、町民、事業者等の役割を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することによ

り、だれもが心豊かにいきいきと暮らせる男女共同参画社会を実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例で使う用語の意味を次のように定めます。

- (1) 男女共同参画 女性と男性が、個人として尊重されるとともに、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に發揮できる機会が確保されることにより、社会のあらゆる分野において対等に活動し、かつ、責任を分かち合うことをいいます。
- (2) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えることをいいます。
- (3) 事業者等 営利、非営利を問わず町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野において、活動に参画できる機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、参画する機会を積極的に提供することをいいます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる社会を基本理念として推進されなければなりません。

- (1) 男女が、性別にかかわりなく、人権が尊重される社会
- (2) 男女が、性別による差別を受けない社会
- (3) 男女が、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産など性と生殖について、互いの意思や決定が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことのできる社会
- (4) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に影響されことがなく、自らの意思で自由に活動できる社会
- (5) 男女が、社会のあらゆる分野で、個性と能力を十分に發揮できる社会
- (6) 男女が、家事や育児、介護などの家庭生活における活動の中で、互いが協力し合い対等な役割を担う社会
- (7) 男女が、政治活動、経済活動、地域活動など、あらゆる社会活動に対等な立場で参画し、かつ、共に責任を担う社会

(実現すべき姿)

第4条 町、町民及び事業者等は、次に掲げる事項を男女共同参画によるまちづくりに当たっての実現すべき姿として、これに努めるものとします。

- (1) 家庭において実現すべき姿

ア 「男だから」・「女だから」といった性別ではなく、それぞれの個性

を重視し、「その人らしさ」を大切にする家庭になること。

イ 家族一人ひとりが多様な生き方を選択でき、その能力、適性をみんなが認め合い、明るく充実した家庭になること。

ウ 「男は仕事」・「女は家庭」の意識を超えて、家事、育児、介護などの家庭の営みに家族全員がかかわり、苦楽をともに分かち合い、家族のつながりが深まること。

(2) 職場において実現すべき姿

ア 個人の意欲、個性などが合理的かつ適切に評価され、採用、配置などについて性別を理由とする差別がない、いきいきとした職場になること。

イ 効率的かつ効果的な労働によって、長時間労働やストレスがたまる職場環境の改善が図られ、家庭生活や地域活動が、活力とゆとりのある充実したものとなること。

ウ 育児休業や介護休業を男女等しく積極的に取得できるようになるなど、仕事と家庭が両立するようになること。

エ セクシュアル・ハラスメントのない、快適で安心して仕事ができる職場環境が作られること。

(3) 学習・教育により実現すべき姿

ア 「男の子だから」・「女の子だから」という性別にとらわれない、それぞれの個性や人権を大切にする子供が育つこと。

エ 進学や就職などにおいて、性別にとらわれない、個人の能力や適性を考慮した選択が尊重されること。

オ 家庭、職場、学校、地域などにおいて、性別にとらわれない係や当番などの役割分担が行われること。

(4) 地域において実現すべき姿

ア 男女が連帯して地域の活動に参画し、企画や実践にかかわることによって生きがいと活力のあるまちづくりが進められること。

イ 古い慣習、しきたりなどの制約を見直し、男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方方が尊重され、意思が決定されること。

ウ あらゆる人の人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会が作られること。

(5) 農林業の分野において実現すべき姿

農林業に従事している男女がともに、経営に参画するなど性別の垣根を越えた支えあう農林業を推進することにより、家族みんなが、やりがいを持てるすこと。

そして、農林業に誇りと夢を持ち、その良さを子どもに伝えること。

(町の役割)

第5条 町は、この条例の基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置に関するものを含みます。以下同じです。）を策定し、実施しなければなりません。

2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者等、国及び他の地方公共団体と連携し、協働して取り組むよう努めなければなりません。

(町民の役割)

第6条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むよう努めなければなりません。

2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(事業者等の役割)

第7条 事業者等は、基本理念に基づき、男女共同参画に関する理解を深め、その事業活動において、男女共同参画の推進に努めなければなりません。

2 事業者等は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければなりません。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、男女共同参画の推進を妨げる次の行為を行ってはなりません。

(1) 性別による差別的取り扱い

(2) 性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は相手方に不利益を与える行為

(3) 配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為

第2章 基本的施策

(男女共同参画推進計画)

第9条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定に基づく基本的な計画（以下「男女共同参画推進計画」といいます。）を策定するものとします。

2 町は、男女共同参画推進計画の策定及び変更に当たっては、広く町民等の意見が反映されるよう努めるものとします。

3 町は、男女共同参画推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとします。

(理解を深めるための措置)

第 10 条 町は、町民及び事業者等が男女共同参画に関する理解を深めるため、必要な情報収集及び調査研究を行い、広報活動など必要な措置を講ずるものとします。

(町民への支援)

第 11 条 町は、町民が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、学習機会の提供その他の必要な支援を行うものとします。

2 町は、男女が共に家庭生活と職場、地域などにおける活動の両立を可能とするため、必要な支援を行うものとします。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第 12 条 町は、事業者等に対し、雇用の分野において男女共同参画が推進されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

2 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関する広報活動及び調査の実施について協力を求めることができます。

3 町は、必要があると認めるときは、事業者等に対し、男女共同参画の推進に関し報告を求め、及び適切な措置を講ずるよう協力を求めることができます。

(相談等の対応)

第 13 条 町は、性別による差別的取り扱いなどの男女共同参画を阻害する要因による問題に関し町民等から申し出があった場合は、関係機関等と連携をとりながら適切に対応するよう努めなければなりません。

(附属機関等の委員の構成)

第 14 条 町は、審議会などの委員を委嘱し、又は任命する場合は、男女の数の均衡を図るよう努めるものとします。

(年次報告)

第 15 条 町は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとします。

第 3 章 日南町男女共同参画推進委員会

(委員会の設置)

第 16 条 日南町男女共同参画推進計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項を調査審議するため、日南町男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、施策の基本的事項及び重要事項について町長に意見を述べることができる。

(組織)

第 17 条 委員会は、委員 16 人以内で組織します。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはなりません。

3 委員の任期は、2 年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

4 委員は、再任されることがあります。

(会長及び副会長)

第 18 条 委員会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任します。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表します。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理します。

(会議)

第 19 条 委員会の会議（以下「会議」といいます。）は、会長が招集し、会長が議長となります。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。

第 4 章 雜則

(委任)

第 20 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 第 17 条第 3 項の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱される委員の任期は、平成 26 年 3 月 31 日までとします。

鳥取県日南町
令和6年3月